

創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例

総務文教常任委員会で審査

議案第52号「松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例」は、12月6日に上程され、総務文教常任委員会に付託をし、12月10日、11日及び12日に委員会を開催しました。この施設の内容は、旧松田土木事務所本館1階を民間事業者スペース、2階を子育て支援セン

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容

政策推進課長及び担当職員出席のもと、条例で定める使用料、旧松田土木事務所の改修計画、創生推進拠点施設としての運用方法、収支計画等を中心に詳細に審査しました。

また、本委員会では、8月20日、9月12日及び11月22日に旧松田土木事務所跡地の利活用について、町長からの方針や担当課より細部説明を受け、閉会中も審査・調査してきました。

審査の結果、この条例は、旧松田土木事務所を改修し創生推進拠点施設として活用するための新設条例で、地域の振興及び地域経済の活性化による地方創生に寄与するものと判断しました。

なお、条例の運用にあたっては、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 利用者の家賃収入で完全自走できるような創生推進拠点施設とすること。
(2) 子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの充実運営を図り、現施設の活用についても留意されたい。
(3) 施設の指定管理者や利用者の完了年度を明確にして活用すると同時に、当該敷地の将来の土地利用計画を定められたい。



補正予算が可決され松田小学校建替事業が始まります

議案第63号「平成30年度松田町一般会計補正予算(第6号)」は、12月7日に追加議案として上程されました。

特別委員会を設置し審査

松田町一般会計補正予算(第6号)

松田小学校整備事業に着手するための補正予算であるため、議長を除く議員11名による「補正予算(松田小学校等整備事

ターとファミリーサポートセンター機能等に改修して、女性雇用の創出や創業支援等を通じ、地域の振興に寄与するための条例を制定するものです。審査の主な内容は、建物の改修内容・運用方

法・収支計画等を確認し審査をしました。審査の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと本会議で委員会報告をし、賛成全員で可決されました。

補正予算(松田小学校等整備事業)審査特別委員会報告書(抜粋)

審査の内容

町長、副町長、教育長、担当課長及び担当職員出席のもと、松田小学校等整備事業の平成30年度から平成34年度までの債務負担行為について、校舎建替えの必要性、木造校舎の類似例、木造校舎のメリット、教室数や屋内運動場の面積など校舎建設事業の概要、児童数の推移、財源内訳と公債費の推移などを詳細に審査しました。

審査の結果、松田町の将来を担う子どもたちのために、小学校の建替えは必要であると判断しましたが、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 外部人材を登用した松田小学校建設委員会の設置をされたい。
(2) 公債費比率を抑制するため、今後の大規模事業の執行時期と町有地の処分活用を検討されたい。
(3) 松田小学校建設のための、クラウドファンディング型ふるさと納税を推進されたい。
(4) 町民みんなの学校を作るという意識を持ってもらえるように努め、公共料金の値上げ等痛みを分かち合うことを周知されたい。

業)審査特別委員会)を設置(議長はオブザーバーとして出席)しました。12月7日、10日、11日及び12日に、町長・副町長・教育長・政策推進課長・教育課長・まちづくり課長及び担当職員が出席し、建替えの概要、児童数の推移、財源内訳と

公債費の推移等を審査しました。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと本会議で委員会報告をし、賛成多数で可決されました。議員討論の内容は、4ページをご覧ください。